令和７年（フ）第７６５号
埼玉県川越市大字久下戸2784番地１
破産者　株式会社ジャスティストレード
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２１０７号
千葉県習志野市大久保４丁目５番17号
破産者　有限会社ヤマヨシ
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１０１８号
（最後の住所）兵庫県三田市西山２丁目27番32号
破産者　被相続人亡足田剛士相続財産
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０２６号
兵庫県三田市西山二丁目27番32号
破産者　株式会社剛建
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和３年（フ）第４５５０号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号　ＴＯＣビル７Ｆ
破産者　株式会社ＵＮＩＴＨＩＮＸ
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第２５４号
東京都港区高輪４丁目10―31―912
破産者　今野　則夫
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５７１７号
東京都江戸川区中央３丁目９番７号１階
破産者　株式会社江戸川中央商事（旧商号　株式会社ハンドメイド・ジャパン）
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２２１６号
東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目９番10号
破産者　ＳＯＣＩＡ株式会社
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２２１７号
東京都武蔵野市境１丁目15番10―1406号イストワール
破産者　前澤　邦夫
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０４号
東京都福生市加美平四丁目１番地加美平住宅２―402
破産者　竹下　　薫
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第８２号
富山県南砺市梅ケ島238番地
破産者　柴田株式会社
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３３７号
大阪府泉南郡岬町淡輪1439番地の７
破産者　酒谷　佳男
１　決定年月日　令和８年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５３４号
大阪府岸和田市上町44番８号
破産者　中村　誠司
１　決定年月日　令和８年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第６２２号
大阪府岸和田市作才町1093番地　アバンティ岸和田三番館103号
破産者　大沼　敏昭
１　決定年月日　令和８年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第６１０号
神戸市長田区西代通３丁目12番４号　コトブキビル３Ｆ、従前の住所神戸市西区今寺23番地の12
破産者　平田　重美
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３６４号
札幌市中央区北９条西24丁目１―22ｃｈｅｒｅｆａｍｉｌｌｅ北円山Ｂ、開始決定時の住所札幌市厚別区厚別東３条３丁目４番25号
破産者　打矢　憲弘
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１９７号
北海道旭川市永山３条22丁目１番21号
破産者　只野　憲弥
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３３１号
北海道旭川市豊岡４条５丁目５番16号　大北ＭＳ奥　１階右
破産者　植松　忠文
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部